

〒《依頼書送付先〒》

《依頼書送付先住所》

環 生 第 7 6 号

《依頼書発送予定日》

《依頼書送付先名称》 様

(施設《施設 NO》)

静岡県知事 川勝 平太

(公印省略)

## 浄化槽の使用に当たり必要な維持管理について

日頃から、本県の環境保全の推進につきましては、御理解、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

このお手紙は、浄化槽を設置・使用されている方々（以下「浄化槽管理者の方々」といいます。）にお送りしております。

浄化槽とは、生活排水等を微生物の働きにより、きれいな水にして河川等に放流するための装置です。このため、浄化槽が正常に働かないと汚れた水が放流されることとなり、河川などの水質等の悪化を招いてしまいます。このことから、**静岡県では、河川などの水質等の維持・向上を図るため、浄化槽管理者の方々に対し、浄化槽の適切な維持管理を呼びかける取組を行っております。**

浄化槽管理者の方々には、浄化槽法により、浄化槽が正常に働くよう「保守点検」「清掃」及び「法定検査」の3つを定期的に行うことが義務付けられておりますので、下記1のとおり適切に実施いただくようお願いします。

**あなたが管理されている浄化槽は、前回の法定検査から1年以上経過しておりますので、下記2のとおり毎年1回の法定検査を受検いただきますようお願いいたします。**

本書と行き違いにより、既に法定検査を申し込まれている場合は、御容赦ください。

## 記

### 1 保守点検、清掃、法定検査について

区 分	実施回数	検査等を実施できる者	検査等の内容
保守点検	4か月に1回以上 <sup>※1</sup>	県登録業者	浄化槽の点検、修理、消毒剤補充など
清 掃	年1回以上 <sup>※2</sup>	市町許可業者	浄化槽内にたまった汚泥の引抜きなど
法定検査	年1回	指定検査機関	水質検査、保守点検、清掃の実施状況の確認など

※1：浄化槽の処理方式や規模により実施頻度は異なります。

※2：浄化槽の処理方式によっては、6か月に1回以上のももあります。

### 2 法定検査について

- ・法定検査の受検に当たっては、静岡県内で唯一、法定検査を実施することができる（一財）静岡県生活科学検査センター（以下「生科検」という。）への申し込みが必要です。（裏面参照）
- ・法定検査の詳細等については、同封のリーフレットを御参照ください。
- ・受検の申し込みは、次の①から③のいずれかの方法で行うことができます。
  - ① 生科検ホームページより申し込み（裏面の URL 参照）
  - ② 同封の申込書を F A X 送信
  - ③ 同封の申込書を返信用封筒で郵送

※裏面がありますので、ご確認ください。



### 「（一財）静岡県生活科学検査センター」とは

水質検査をはじめ、人と環境に係る様々な検査を行っている所であり、静岡県知事が浄化槽法の規定に基づいて、静岡県内で浄化槽の法定検査を行うことができる者として指定した県内唯一の機関です。

ホームページ：<https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html>

QRコード：



### 3 静岡県ホームページについて

静岡県が実施している「浄化槽の適切な維持管理を呼びかける取組」や「浄化槽の維持管理等に関する情報」につきましては、静岡県ホームページの「浄化槽を使用している皆様へ」（「静岡県 浄化槽」で検索）にも掲載しておりますので、併せて御確認ください。

ホームページ：[https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou\\_suishitsu.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou_suishitsu.html)

QRコード：



### 4 お問い合わせ先

#### (1) 本通知の内容や浄化槽管理者の変更や浄化槽の廃止・休止に関すること

静岡県〇〇健康福祉センター（静岡県〇〇保健所） 〇〇環境課

（所在地：〇〇市〇〇、電話番号：〇〇-〇〇-〇〇、FAX：〇〇-〇〇-〇〇）

※転居や家屋の売買等により浄化槽の管理者が変更になる場合や、下水道への接続等、浄化槽を廃止（解体）された場合、浄化槽の使用を休止している場合などには届出等が必要になりますので、御連絡いただきますようお願いいたします。

#### (2) 法定検査の申し込みに関すること

（一財）静岡県生活科学検査センター 検査推進課

（所在地：焼津市塩津1番地の1 電話番号：054-621-5863 FAX：054-621-5450）